鞍手町立保育所送迎バス運行管理業務公募型プロポーザルに関する質問に対する回答

番号	質問内容	回答
1	車両は2台運行でしょうか。	朝夕の送迎バスとして通常運行する車両は、鞍手町立保育所送迎バス運行管理業務仕様書4-(1)-(ア)に規定する車両1台です。 ただし、送迎バスを利用する児童数が増加した場合は、通常運行に使用する車両を(イ)に変更して運行する可能性があります。
2	バスの保管場所は鞍手町役場でしょうか。	委託車両の保管場所は、鞍手町役場を予定しています。
3	車両清掃の際に利用する水や清掃道具は、鞍手町より貸し出していただける のでしょうか。	車両清掃に使用する清掃道具は、鞍手町立保育所送迎バス運行管理業務仕様書6-(1)-(エ)に含まれるため、受注者の負担となります。 車両清掃に使用する水は、鞍手町立保育所送迎バス運行管理業務仕様書6-(2)-(エ)に含まれ、発注者の負担となるため使用可能です。
4	運行管理者は、事務所等の決まった場所に常駐が必要でしょうか。	鞍手町立保育所送迎バス運行管理業務仕様書4-(4)-(ア)に規定する 委託車両管理責任者の業務を履行できるのであれば、特定の場所に常駐する 必要はありません。
5	緊急時の代替バスの配置場所はどの様になりますか。	不慮の事故等により必要となる代替バスについては、必ずしも受注者が所有する必要はなく、受注者とレンタカー事業者等との契約により可能な限り早期に配車できる体制を構築すること等でも可とします。なお、車両の保管場所である鞍手町役場には、代替バスの駐車スペースは確保していないため、受注者が代替バスを所有している場合は、受注者の事業所で保管することになります。

6	運行管理業務仕様書 4.業務内容-(4)業務内容-(ア)バスの運行及 び運行管理-⑤ に健康状態、酒気帯び状態無いことの確認とありますが、 点呼は電話等での確認でも問題ありませんか。	対面での確認が必須であるとは考えていません。 電子機器等を活用して遠隔で確認することも想定されます。 具体的な確認方法については、審査の中で評価されることとなります。
7	運行日報、日常点検表は、運行の翌日に鞍手町様へ持参しなくてはいけない のでしょうか。	鞍手町立保育所送迎バス運行管理業務仕様書4-(4)-(ア)-⑩のとおり、翌月10日までに報告することと規定しています。また、同仕様書4-(4)-(イ)-⑪において、日常点検整備について規定していますが、提出は必須ではありません。安全運行のための実施方法については、審査の中で評価されることとなります。
8	プロポーザル募集要項 2.募集の内容-(3)委託料の1年度あたりの上 限額を上回ることは可能でしょうか。	鞍手町立保育所送迎バス運行管理業務公募型プロポーザル募集要項3-(6)-(オ)-③のとおり、上限額を超えた場合は失格となります。 ただし、契約後、業務量の大幅な増減が生じた場合は、鞍手町立保育所送迎バス運行管理業務仕様書8-(3)に基づき対応します。